二〇七	精密機械器具製造業	一〇	一五	一〇	一五	(一) 工程時計・同部分品製造（時計側を除き、三除く、(二)の欄(1)に掲げてあるものは、四値(イ)に係るものに限る。）及び(二) 工程時計・同部分品製造（時計側を除く。）にあつては、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出する水を排出するもの及び(二)に掲げてあるもの以外のものにあつては、三(2)(ロ)欄(1)の四値(イ)に係るものに限る。）	
二〇九	下水道業	一〇	三〇	一〇	二五	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出する水を排出するもの（(四)に掲げてあるものを除く。）にあつては、(四)(ロ)及び(2)の四値第三欄(1)の(ロ)に係るものにあつては、四〇とする。 (二) 他これと同程度に下水を処理する方法よりも高度に窒素を除去できる方法をもつて下水を処理する場合（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（(四)に掲げてあるものを除く。）にあつては、(1)(ロ)及び(2)(ロ)の四値第三欄(1)の(ロ)に係るものにあつては、二〇とする。 (三) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（(四)に掲げてあるものを除く。）にあつては、三五とする。 (四) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（(四)に掲げてあるものを除く。）にあつては、六〇(ロ)及び(2)(ロ)の四値第三欄(1)の(ロ)に係るものにあつては、三〇とする。	
(略)							(略)

二〇七	精密機械器具製造業	一〇	一五	一〇	一五	(一) 時計（時計側を除き、(二)に掲げてあるものにあつては、(二)(ロ)及び(2)(ロ)の四値第三欄(1)の(ロ)に係るものに限る。）及び(二) 時計（時計側を除く。）にあつては、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出する水を排出するもの及び(二)に掲げてあるもの以外のものにあつては、三(2)(ロ)欄(1)の四値(イ)に係るものに限る。）	
二〇九	下水道業	一〇	四〇	一〇	四〇	(一) 他これと同程度に下水を処理する方法よりも高度に窒素を除去できる方法をもつて下水を処理する場合（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（(四)に掲げてあるものを除く。）にあつては、(1)(ロ)及び(2)(ロ)の四値第三欄(1)の(ロ)に係るものにあつては、二〇とする。 (二) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（(四)に掲げてあるものを除く。）にあつては、三五とする。	
(略)							(略)